

2025 年度奨学生募集要項

公益財団法人バロック村井博之財団

1. 趣 旨

本財団は、日本人学生及び外国人留学生に対して奨学援助を行うことで、ボーダレス化が進展する社会において、自らの手で新しい文化を創造し、積極的に世界へ飛躍することを志す人材を育成することを目的とします。

2. 応募者の資格等

- ・日本国内に居住する者で、日本国内の大学、短期大学、専門学校（以下「大学等」と言う）に在学する日本人学生及び外国人留学生。
 - ・ 他の給付型奨学金を受給していない者。
（ただし、本人の応募によらず、過去の実績等に基づき所属学校から支給される報奨金や奨学金は除きます。）
 - ・ 本財団が企画する行事（交流会等）への参加に協力することが出来る者。
- ※世帯所得は書類選考の判定に使用しますが、世帯所得による応募制限はありません。

3. 奨学資金給付期間

2025 年 4 月 1 日より 2026 年 3 月 31 日までの 1 年間

外国人留学生の場合で、日本の大学等に在籍する期間が上記期間に満たない場合には、在籍する月分のみを給付期間とします。

4. 奨学金給付額

年額 40 万円

※返済の必要はありません。（返還請求事由に該当する場合を除く）

5. 募集定員

30 名程度

6. 応募方法

- (1) 申込は、本財団所定の申請用紙に必要事項を記入し、郵送による方法で受付けます。
なお、申請書類は、本財団のホームページからダウンロードできるほか、郵送での請求も可能です。
- (2) 提出された書類は返却いたしません。本財団の個人情報管理規程に従い、適正に処理いたします。
- (3) 提出書類（個人情報は適切に管理し、選考目的以外で使用しません）

- ① 申込書 写真付/カラー/6ヶ月以内（指定用紙に日本語で書いてください）
- ② 誓約書（指定用紙に日本語で書いてください）
- ③ 小論文

論文課題

以下のいずれかのテーマを選択

- ・「グローバル社会へ飛躍するために」
～学生として何を学び、どのような事に挑戦すべきか～
- ・「サステナブルな社会の実現のために」
～日本の産業界は何を目標とし、どのような事に挑戦すべきか～

指定課題用紙

- ・学校名、学部、学年、氏名を書いてください。
- ・フォントは 10.5pt で入力し、800 文字以上 1200 文字以内とします。
- ・指定用紙に日本語で書いてください。

- ④ 在学証明書（原本）

- ⑤ 成績証明書

- ※ 大学1年生は、卒業高校の調査書（原本）
- ※ 高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格成績証明書（原本）
- ※ 外国人留学生は、最終校の成績証明書（原本）
- ※ 日本語・中国語・英語。それ以外の言語の場合は翻訳を添付してください。

- ⑥ 口座届

- ※ 申込書内に所定の記載欄を設けています。
- ※ 口座番号のわかる通帳口座の写しのご提出をお願いします。

- ⑦ 住民票（写し）の原本

- ※ 世帯全員が掲載されたものでマイナンバーの記載がないもの。
- ※ 親元を離れて住民登録を移している場合は、実家の住民票も送付すること。

- ⑧ 在学学長又は在学学校長の推薦書

- ※ 学長又は学校長から受領することを原則としますが、やむを得ない場合には、指導教授による推薦も認めます。ただし、指導教授から推薦を受ける場合には推薦書の特記事項に学長又は学校長から推薦を受けられない理由を付記してください。

- ⑨ 個人情報の取扱いに関する同意書

⑧岡山大学長の推薦書の発行を希望される方は、5月8日（木）17:00までに、国際教育推進課窓口へ作成済の①～⑦・⑨の書類を提出してください。メールや代理人による提出は受付できません。書類の内容に不備があった場合は、上記期限までに修正のうえ再提出してください。確認に時間を要しますので、期限前に余裕を持って提出してください。期限までに提出が完了した場合に限り、推薦書を発行いたします。

7. 申込期間

2025 年 4 月 1 日～2025 年 5 月 16 日（当日消印有効）

8. 選考方法

奨学金給付対象者は、本財団の選考委員会において、出願書類による審査を通過した者を対象とする面接審査を経て候補者を選考し、本財団理事会において承認の上、決定いたします。面接審査は、2025 年 7 月中旬頃に、WEB 上での面接を予定しております。

9. 結果通知

採否に関わらず、審査結果は 2025 年 7 月下旬を目途に、郵送にて通知いたします。ただし、審査結果及び審査理由等には一切お答えいたしかねます。

10. 支給方法

本人名義の金融機関口座へ 2025 年 8 月末までに全額を振り込みます。

※ 本人以外の名義の口座には振り込みができません。

※ 外国人留学生の場合、給付期間中、日本の大学等に在籍する月分相当の奨学金を給付します。

11. 交流会

2025 年 9 月頃および 2026 年 2 月頃を予定

※ 奨学生には、事前に通知いたします。

※ 交流会の出席に協力することは義務付けられています。

※ 交流会はオンラインで開催する予定ですが、実開催する場合には必要な交通費（国内分）は本財団が負担いたします。

12. 受領書の提出

奨学金受領後に奨学金受領書を提出願います。

13. 報告および届出事項

（1）報告

奨学生は成績証明書、生活状況報告書を給付期間終了後、2026 年 5 月末までに理事長宛に提出してください。

（2）届出事項

休学、転学、退学、長期欠席、停学、留年、その他の処分、氏名・住所等の変更については適時本財団へ報告してください。

14. 奨学金の休止、停止、打ち切り

下記の事由に該当したときは、奨学金の休止、停止、打ち切りを求めることがあります。

（1）奨学金の申請書に虚偽の記載があった場合

（2）奨学生が奨学金の受給中に、休学、停学、留年及び退学した場合

（3）奨学生が本財団に対し指定された書類を提出しない場合

- (4) 本財団の信用を害した場合
- (5) その他奨学金給付規程第2条に規定する奨学生としての資格を失った場合
- (6) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があった場合

Ⅰ 5. 奨学金の返還請求

奨学金の休止、停止、打切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合で、下記の事情のいずれかがある場合、理事長は選考委員会の決議を経て、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることがあります。

- (1) 申請書に虚偽の記載があり、かつ、当該虚偽記載が悪質である場合
- (2) 奨学生が留年または退学し、かつ、就学の態度が誠実でない場合
- (3) 奨学生の就学状況が著しく不良であり、かつ、その原因が奨学生に起因する場合
- (4) 奨学生が本規定のいずれかの条項に違反し、かつ、改善の要請にも拘わらず、改善されない場合
- (5) 犯罪、反社会的行為その他社会的な信用を失墜する行為を行った場合
- (6) 前各号の他、本財団の奨学金の趣旨に著しく反する場合

Ⅰ 6. 辞退

奨学金の受給は、原則として、辞退できません。ただし、奨学金を必要としない事由が生じた場合又は奨学金の資格要件に該当しなくなった場合には、所定の届出書に推薦した学長又は学校長が署名、捺印したものを本財団事務局に届け出ることによって奨学金の受給を辞退することができます。

Ⅰ 7. 個人情報の取扱い

本財団が、応募書類から得た応募者の個人情報は、奨学金給付対象者の選考、審査結果の本人への通知など、選考業務に限定して使用いたします。

Ⅰ 8. 注意事項

- (1) 本財団の奨学生は、卒業後の就職その他についての何らの制限拘束は受けません。
- (2) この要項に記載してある事項につき不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、公益財団法人バロック村井博之財団事務局までお問い合わせください。

Ⅰ 9. 申請書類提出先・連絡先 質問がある場合は、各自で財団に問い合わせてください。

公益財団法人バロック村井博之財団 事務局

〒153-0042 東京都目黒区青葉台4丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ

Mail : info@baroque-urai.or.jp

Web : <https://baroque-murai.or.jp>

※「奨学生応募書類在中」と明記ください。

※ 書類の不足があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。

※ お送りいただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

以 上